

関係者間での情報共有について

院内感染対策サーベイランス事業で収集した情報の閲覧および利用について

I. 閲覧および活用が可能である者

- ・ 国立感染症研究所
- ・ 厚生労働省
- ・ 参加施設の各部門担当者

II. 閲覧および活用が可能でない者

- ・ 不参加施設
- ・ データ提出が行われていない参加施設の担当者
- ・ 都道府県、保健所を設置する市および特別区等の地方行政機関

(院内感染を疑う事例が生じた場合、助言し指導する側である立場にある地方自治体が情報活用できない状況である。)

III. 対応

- ・ 都道府県、保健所を設置する市および特別区等の担当者が当該サーベイランスの情報を閲覧できるようにしてはどうか。